

改正

平成14年12月30日規則第66号

平成17年4月1日規則第9号

平成18年4月1日規則第37号

平成20年6月12日規則第34号

平成24年4月1日規則第24号

平成25年4月1日規則第22号

平成26年3月27日規則第24号

平成27年9月28日規則第44号

平成28年2月12日規則第3号

令和3年3月23日規則第12号

令和5年3月29日規則第33号

令和6年11月26日規則第39号

千歳市個人情報の保護に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行については、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）及び千歳市個人情報の保護に関する法律施行条例（平成7年千歳市条例第16号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(用語の意義)

第2条 この規則における用語の意義は、法、政令及び条例において使用する用語の例による。

(個人情報事務の担当)

第3条 個人情報保護制度の統一かつ円滑な運営を図るため、個人情報保護に関する事務は個人情報保護主管課において一元的に行うものとし、個人情報の開示等の受付窓口は情報公開相談室とする。

(目的外利用の手続)

第4条 法第69条第2項各号に掲げる規定により利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用しようとする課等（次項及び第3項において「利用課」という。）は、個人情報を保有する課等

(次項から第4項までにおいて「保有課」という。)に保有個人情報目的外利用申請書(第1号様式)を提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、利用課が本人(法第2条第4項の本人をいう。以下同じ。)の生命、身体又は財産を保護するために緊急かつやむを得ないと認めるときは、前項に規定する申請に代えて口頭で申請をすることができる。この場合において、利用課は、口頭による申請後速やかに保有個人情報目的外利用申請書を保有課に提出しなければならない。
- 3 保有課は、第1項の規定による申請があったときは、個人情報保護主管課及び必要があるときは電算処理担当課と協議の上、速やかに承諾、一部承諾又は不承諾を決定して保有個人情報目的外利用決定通知書(第2号様式)により利用課に通知するとともに、個人情報保護主管課にその写しを提出しなければならない。
- 4 保有課は、第2項前段の規定による申請があった場合で、本人の生命、身体又は財産を保護するために緊急かつやむを得ないと認めるときは、前項に規定する通知に代えて口頭で通知をすることができる。この場合において、保有課は、口頭による通知後速やかに保有個人情報目的外利用決定通知書を利用課に送付するとともに、個人情報保護主管課にその写しを提出しなければならない。
- 5 個人情報保護主管課は、前2項の通知書の写しを行政資料室において一般の閲覧に供するものとする。
- 6 前各項の規定にかかわらず、次に掲げる場合における目的外利用の手続については、当該法令等又は手続の定めるところによるものとする。

(1) 法令等に定められた手続により目的外利用の要請を受けたとき。

(2) 国又は他の地方公共団体が定める手続により目的外利用の要請を受けたとき。

(外部提供の手続)

第5条 法第69条第2項第1号、第3号又は第4号の規定により外部提供を受けようとする者(次項から第4項まで及び第7項において「申請者」という。)は、保有個人情報外部提供申請書(第3号様式)を実施機関に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、申請者が本人の生命、身体又は財産を保護するために緊急かつやむを得ないと認めるときは、前項に規定する申請に代えて口頭で申請をすることができる。この場合において、申請者は、口頭による申請後速やかに保有個人情報外部提供申請書を実施機関に提出しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定による申請があったときは、速やかに承諾、一部承諾又は不承諾を

決定して保有個人情報外部提供決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するとともに、個人情報保護主管課にその写しを提出しなければならない。

4 実施機関は、第2項前段の規定による申請があった場合で、本人の生命、身体又は財産を保護するために緊急かつやむを得ないと認めるときは、前項に規定する通知に代えて口頭で通知をすることができる。この場合において、実施機関は、口頭による通知後速やかに保有個人情報外部提供決定通知書を申請者に送付するとともに、個人情報保護主管課にその写しを提出しなければならない。

5 個人情報保護主管課は、前項の通知書の写しを行政資料室において一般の閲覧に供するものとする。

6 前各項の規定にかかわらず、次に掲げる場合における外部提供の手続については、当該法令等又は手続の定めるところによるものとする。

(1) 法令等に定められた手続により外部提供の要請を受けたとき。

(2) 国又は他の地方公共団体が定める手続により外部提供の要請を受けたとき。

7 実施機関は、保有個人情報の外部提供をする場合には、法第70条の規定により、申請者に対し、次に掲げる事項を遵守させなければならない。ただし、事務の性質上該当のない事項については、この限りでない。

(1) 秘密保持の義務

(2) 利用目的以外の利用の禁止

(3) 第三者への提供の禁止

(4) 複写及び複製の禁止

(5) 利用期間満了後の返還又は廃棄義務

(6) 事故報告義務

(7) 利用又は保管に係る検査に応ずる義務

(8) 損害賠償の義務

(9) その他個人情報の保護のため必要と認められる事項

(個人情報ファイル簿)

第6条 法第75条第1項の個人情報ファイル簿は、個人情報ファイルごとに作成する個人情報ファイル簿（単票）（第5号様式）の集合物とする。

(個人情報事務登録簿)

第7条 実施機関等は、保有個人情報若しくは保有特定個人情報（実施機関等の職員が職務上作成

し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関等が保有しているものをいい、公文書に記録されているものに限る。次項及び次条において同じ。)を条例第5条第1項の個人情報事務登録簿に登録し、又は新たに保有しようとする個人情報を登録したときは、速やかに当該個人情報事務登録簿の写しを個人情報保護主管課へ提出するものとする。

2 前項の個人情報事務登録簿は、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 保有個人情報 個人情報事務登録簿 (第6号様式)

(2) 保有特定個人情報 個人情報事務登録簿 (特定個人情報用) (第7号様式)

3 前2項の規定は、条例第5条第2項後段の規定により登録した事項を変更したときについて準用する。

4 個人情報保護主管課は、第1項(前項において準用する場合を含む。)の規定により提出された個人情報事務登録簿を行政資料室において一般に公表するものとする。

(条例第5条第7号の規則で定める事項)

第8条 条例第5条第1項第7号の規則で定める事項(保有特定個人情報に関する事項を除く。)は、次に掲げる事項とする。

(1) 個人情報の取扱開始年月日

(2) 個人情報の記録形態

(3) 個人情報の目的外利用等の状況

(4) 個人情報の保存年限

(5) データ作成周期

(6) 個人情報処理の外部委託状況

2 条例第5条第1項第7号の規則で定める事項(保有特定個人情報に関する事項に限る。)は、次に掲げる事項とする。

(1) 特定個人情報取扱事務の名称

(2) 特定個人情報ファイルの名称

(3) 特定個人情報の取扱開始年月日

(4) 特定個人情報の取扱変更年月日

(5) 特定個人情報の記録形態

(6) 特定個人情報の保存年限

- (7) 特定個人情報の経常的な提供先
- (8) 特定個人情報処理の外部委託状況
(開示請求書)

第9条 法第77条第1項の開示請求書は、保有個人情報開示請求書（第8号様式）とする。
(条例第6条の規則で定める事項)

第10条 開示請求書に記載する条例第6条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 開示請求をする者の電話番号
- (3) 開示請求の目的
- (4) 法第76条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人の住所、氏名、生年月日及び電話番号並びに未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人の種別
(開示決定等の通知)

第11条 法第82条の規定による決定の通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する場合 保有個人情報開示決定通知書（第9号様式）
- (2) 開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する場合 保有個人情報一部開示決定通知書（第10号様式）
- (3) 開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しない場合（次号及び第5号に掲げる場合を除く。） 保有個人情報不開示決定通知書（第11号様式）
- (4) 保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する場合 保有個人情報開示請求拒否決定通知書（第12号様式）
- (5) 開示請求に係る保有個人情報を保有していない場合 保有個人情報不存在通知書（第13号様式）

2 条例第7条第2項の規定による開示決定等の期限の延長及び延長の理由に係る通知は、保有個人情報開示等決定延期通知書（第14号様式）により行うものとする。

3 条例第8条の規定による開示決定等の期限の特例延長に係る通知は、保有個人情報開示等決定特例延期通知書（第15号様式）により行うものとする。

(開示請求に係る事案の移送に関する手続等)

第12条 法第85条第1項の規定により事案を移送する場合は、移送を受ける他の行政機関の長等に対し、保有個人情報開示等請求事案移送書（第16号様式）を交付するものとする。

2 法第85条第1項の規定による開示請求者に対する通知は、保有個人情報開示等請求事案移送通知書（第17号様式）により行うものとする。

（第三者保護に関する手続に係る通知）

第13条 法第86条第1項又は第2項の規定による通知は、意見照会書（第18号様式）により行うものとする。

2 法第86条第3項の規定による開示決定に係る通知は、開示決定に係る通知書（第19号様式）とする。

（保有個人情報の開示の実施方法等）

第14条 法第87条第1項に規定する行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

（1） 録音テープ又は録音ディスク 次に掲げる方法であって、市長が現に使用している専用機器により行うことができるもの

ア 当該個人情報に係る部分を専用機器により再生したものの聴取

イ 当該個人情報に係る部分を録音カセットテープに複写したものの交付

（2） ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法であって、市長が現に使用している専用機器により行うことができるもの

ア 当該個人情報に係る部分を専用機器により再生したものの視聴

イ 当該個人情報に係る部分をビデオカセットテープに複写したものの交付

（3） 電磁的記録（前2号に該当するものを除く。） 次に掲げる方法であって、市長がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わせられたものをいう。）により行うことができるもの

ア 当該個人情報に係る部分を用紙に出力したものの閲覧

イ 当該個人情報に係る部分を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。）により再生したものの閲覧又は視聴

ウ 当該個人情報に係る部分を用紙に出力したものの交付

エ 当該個人情報に係る部分をフレキシブルディスクカートリッジ又は光ディスクに複写したものの交付

2 政令第28条第4項に規定する地方公共団体が規則で定める方法は、納付書又は郵便切手で納付

する方法とする。

(訂正請求書)

第15条 法第91条第1項の訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書(第20号様式)とする。

(条例第10条の規則で定める事項)

第16条 訂正請求書に記載する条例第10条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 訂正請求の年月日

(2) 訂正請求をする者の電話番号

(3) 法第90条第2項の規定により代理人が本人に代わって訂正請求をする場合にあっては、当該本人の住所、氏名、生年月日及び電話番号並びに未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人の種別

(訂正決定等の通知)

第17条 法第93条の規定による決定の通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 訂正請求に係る保有個人情報の訂正をする旨の決定をした場合 保有個人情報訂正決定通知書(第21号様式)

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしない旨の決定をした場合 保有個人情報訂正不承諾決定通知書(第22号様式)

2 条例第11条第2項の規定による訂正決定等の期限の延長及び延長の理由に係る通知は、保有個人情報開示等決定延期通知書により行うものとする。

3 法第95条の規定による訂正決定等の期限の特例延長に係る通知は、保有個人情報開示等決定特例延期通知書により行うものとする。

(訂正請求に係る事案の移送に関する手続等)

第18条 法第96条第1項の規定により事案を移送する場合は、移送を受ける他の行政機関の長等に対し、保有個人情報開示等請求事案移送書を交付するものとする。

2 法第96条第1項の規定による訂正請求者に対する通知は、保有個人情報開示等請求事案移送通知書により行うものとする。

(保有個人情報の提供先への通知)

第19条 法第97条の規定による保有個人情報の提供先に対する通知は、提供している保有個人情報の訂正決定に関する通知書(第23号様式)により行うものとする。

(利用停止請求書)

第20条 法第99条第1項の利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書（第24号様式）とする。

（条例第12条の規則で定める事項）

第21条 利用停止請求書に記載する条例第12条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- （1） 利用停止請求の年月日
- （2） 利用停止請求をする者の電話番号
- （3） 法第98条第2項の規定により代理人が本人に代わって利用停止請求をする場合にあっては、当該本人の住所、氏名、生年月日及び電話番号並びに未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人の種別

（利用停止決定等の通知）

第22条 法第101条の規定による決定の通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

- （1） 利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をする旨の決定をした場合 保有個人情報利用停止決定通知書（第25号様式）
- （2） 利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしない旨の決定をした場合 保有個人情報利用停止不承諾決定通知書（第26号様式）

2 条例第13条第2項の規定による利用停止決定等の期限の延長及び延長の理由に係る通知は、保有個人情報開示等決定延期通知書により行うものとする。

3 法第103条の規定による利用停止決定等の期限の特例延長に係る通知は、保有個人情報開示等決定特例延期通知書により行うものとする。

（審査請求の手續における諮問等）

第23条 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による千歳市情報公開・個人情報保護審査会（千歳市情報公開・個人情報保護運営審議会及び千歳市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成20年千歳市条例第20号）第1条第2項の千歳市情報公開・個人情報保護審査会をいう。以下「審査会」という。）への諮問は、個人情報開示等審査諮問書（第27号様式）により行うものとする。

2 法第105条第3項において準用する同条第2項の規定による通知は、審査会諮問通知書（第28号様式）により行うものとする。

3 法第107条第1項の規定により準用される法第86条第3項の通知は、審査請求に対する裁決に基づく開示に係る通知書（第29号様式）により行うものとする。

（運用状況の公表）

第24条 条例第15条の規定による運用状況の公表は、年度ごとの開示請求件数その他必要な事項について市の広報紙等への掲載により行うものとする。

(委任)

第25条 この規則の施行に関し必要な事項は、実施機関等が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年12月30日規則第66号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の千歳市規則の各規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則 (平成17年4月1日規則第9号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の千歳市個人情報保護条例施行規則の規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

(千歳市個人情報保護運営審議会規則の一部改正)

- 3 千歳市個人情報保護運営審議会規則(平成7年千歳市規則第15号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第20条の5」を「第34条」に改める。

附 則 (平成18年4月1日規則第37号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年6月12日規則第34号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(千歳市個人情報保護運営審議会規則の廃止)

- 3 千歳市個人情報保護運営審議会規則(平成7年千歳市規則第15号)は、廃止する。

附 則 (平成24年4月1日規則第24号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の千歳市個人情報保護条例施行規則の規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則 (平成25年4月1日規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月27日規則第24号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年9月28日規則第44号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年10月5日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の千歳市個人情報保護条例施行規則の規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則 (平成28年2月12日規則第3号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に第1条から第14条までの規定による改正前の千歳市情報公開条例施行規則、千歳市個人情報保護条例施行規則、千歳市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例施行規則、千歳市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則、千歳市職員期末手当・勤勉手当支給規則、千歳市税条例施行規則、千歳市未熟児養育医療給付に関する規則、千歳市知的障害者福祉法施行細則、千歳市身体障害者福祉法施行細則、千歳市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則、千歳市児童福祉法施行細則、千歳市児童手当に係る事務処理規則、千歳市後期高齢者医療に関する条例施行規則及び千歳都市計画土地区画整理事業清算金取扱規則の規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則 (令和3年3月23日規則第12号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の千歳市個人情報保護条例施行規則の規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則 (令和5年3月29日規則第33号)

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の千歳市個人情報保護条例施行規則の規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則 (令和6年11月26日規則第39号)

(施行期日)

1 この規則は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の千歳市個人情報の保護に関する法律施行細則の規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

第2号様式（第4条関係）

		個人情報保護 主管課受付印	受付番号 —
<p>保有個人情報目的外利用決定通知書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>利用課長 _____様</p> <p style="text-align: center;">保有課長 _____</p> <p>年 月 日付けで申請のありました保有個人情報の目的外利用につきましては、次のとおり決定しましたので、千歳市個人情報の保護に関する法律施行細則第4条第3項の規定により通知します。</p>			
決 定 の 内 容	<input type="checkbox"/> 承諾	<input type="checkbox"/> 一部承諾	<input type="checkbox"/> 不承諾
承諾又は一部承諾の根拠	<input type="checkbox"/> 法第69条第2項第1号に該当（本人同意） <input type="checkbox"/> 法第69条第2項第2号に該当（法令事項） （根拠法令 _____） <input type="checkbox"/> 法第69条第2項第3号に該当（法令事項） （根拠法令 _____） <input type="checkbox"/> 法第69条第2項第4号に該当（統計・学術研究・本人利益・特別の理由）		
一部承諾又は不承諾の理由			
目的外利用をする個人情報記録文書等の名称及び記録の内容			
利 用 目 的			
利 用 方 法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 複写 <input type="checkbox"/> 提供 <input type="checkbox"/> 電算情報の利用 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）		
利 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで （随時の場合） 年 月 日から （1）例月 （2）四半期ごと （3）年 回（ _____ 月） （4）その他（ _____ ）		

注 保有課は、この通知書の原本を利用課へ送付し、写しを個人情報保護主管課へ送付すること。

第3号様式（第5条関係）

保有個人情報外部提供申請書

年 月 日

実施機関
_____様

住 所 _____

電話 _____

氏 名 _____ ㊟

個人情報の保護に関する法律第69条第2項第1号、第3号又は第4号の規定により保有個人情報の外部提供を受けたいので、次のとおり申請します。

提供を受けたい保有個人情報の内容	
利 用 目 的	
利 用 期 間	<p>年 月 日から 年 月 日まで (随時の場合) 年 月 日から (1)例月 (2)四半期ごと (3)年 回 (月) (4)その他 ()</p>
提供を受ける保有個人情報の保管方法	
備 考	

第4号様式（第5条関係）

保有個人情報外部提供決定通知書	
千 第 号 年 月 日	
様	
実施機関 _____回	
年 月 日付けで申請のありました保有個人情報の外部提供につきましては、次のとおり決定しましたので、千歳市個人情報の保護に関する法律施行細則第5条第3項の規定により通知します。	
決 定 の 内 容	<input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 一部承諾 <input type="checkbox"/> 不承諾
承諾又は一部承諾の根拠	<input type="checkbox"/> 法第69条第2項第1号に該当（本人同意） <input type="checkbox"/> 法第69条第2項第3号に該当（法令事項） （根拠法令 _____） <input type="checkbox"/> 法第69条第2項第4号に該当（統計・学術研究・本人利益・特別の理由）
一部承諾又は不承諾の理由	
提供する保有個人情報の内容	
利 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで (随時の場合) 年 月 日から (1)例月 (2)四半期ごと (3)年 回 (月) (4)その他 ()
提 供 す る 日 時	年 月 日 午前 午後 時 分
提 供 す る 場 所	へお越しください。
提 供 方 法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 電算情報の利用 <input type="checkbox"/> その他 ()
問 合 せ 先 (担 当 課)	電話 _____ 内線 _____

注 提供する保有個人情報の取扱いについては、次の事項を遵守してください。

- (1)秘密保持の義務 (2)利用目的以外の利用の禁止 (3)第三者への提供の禁止
(4)複写及び複製の禁止 (5)利用期間満了後の返還又は廃棄義務 (6)事故報告義務
(7)利用又は保管に係る検査に応ずる義務 (8)損害賠償の義務

第5号様式（第6条関係）

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称		
行政機関等の名称		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		
個人情報ファイルの利用目的		
記 録 項 目		
記 録 範 囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)	
	(所在地)	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
備 考		

第7号様式（第7条関係）

個人情報事務登録簿（特定個人情報用）		
年 月 日		
個人情報保護主管課長 様		
実施機関等（管理責任者職名）		
千歳市個人情報の保護に関する法律施行条例第5条第2項の規定により、次のとおり登録します。		
特定個人情報取扱事務の名称		
特定個人情報ファイルの名称		
特定個人情報の取扱目的	（根拠法令 ）	
所管課係名	（電話番号 内線 ）	
取扱開始年月日	年 月 日	
取扱変更年月日	年 月 日	
特定個人情報の対象者		
特定個人情報記録の内容	識別情報	<input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 個人番号対応符号 <input type="checkbox"/> その他識別情報（内部番号）
	基本情報	<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 年齢 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	業務関係情報	<input type="checkbox"/> 国税関係情報 <input type="checkbox"/> 地方税関係情報 <input type="checkbox"/> 健康・医療関係情報 <input type="checkbox"/> 医療保険関係情報 <input type="checkbox"/> 児童福祉・子育て関係情報 <input type="checkbox"/> 障害者福祉関係情報 <input type="checkbox"/> 生活保護・社会福祉関係情報 <input type="checkbox"/> 介護・高齢者福祉関係情報 <input type="checkbox"/> 雇用・労働関係情報 <input type="checkbox"/> 年金関係情報 <input type="checkbox"/> 学校・教育関係情報 <input type="checkbox"/> 災害関係情報 <input type="checkbox"/> その他（ ）

第9号様式（第11条関係）

<p>保有個人情報開示決定通知書</p> <p style="text-align: right;">千 第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">実施機関等 印</p> <hr style="width: 30%; margin-left: auto; margin-right: 0;"/> <p>年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示につきましては、次のとおり請求に応ずる決定をいたしましたので、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により通知します。</p>	
保有個人情報の内容	
開 示 の 方 法	<input type="checkbox"/> 閲覧のみ <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 閲覧・写しの交付
開 示 の 日 時	年 月 日 午前 午後 時 分
開 示 の 場 所	へお越してください。
問 合 せ 先 (担 当 課)	電話 内線
備 考	

- 注1 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書及び備考欄に記載された本人であることを証する書類を提示してください。
- 2 代理人の場合は、代理権を有することを証する書類及び代理人自身であることを証する書類を持参してください。
- 3 当日ご都合が悪い場合は、あらかじめ担当課へ連絡してください。

第10号様式（第11条関係）

保有個人情報一部開示決定通知書 千 第 号 年 月 日 様 実施機関等 _____ 印	
年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示につきましては、次のとおり請求の一部に応ずる決定をいたしましたので、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により通知します。	
保有個人情報の内容	
開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧のみ <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 閲覧・写しの交付
開示の日時	年 月 日 午前 午後 時 分
開示の場所	へお越してください。
請求に応じられない部分	
請求に応じられない理由	
※開示できる時期	年 月 日以後であれば、開示することができますので、改めて請求してください。
問合せ先 (担当課)	電話 内線
備考	

- 注1 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書及び備考欄に記載された本人であることを証する書類を提示してください。
- 2 代理人の場合は、代理権を有することを証する書類及び代理人自身であることを証する書類を持参してください。
- 3 審査請求等に係る教示文（行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示文の標準を定める規則（平成17年千歳市規則第4号）第2条第1項第2号の規定による教示文を記載する。）
- 4 ※印欄は、当該保有個人情報の開示等が可能となる時期があらかじめ明示できる場合に記入してあります。
- 5 当日ご都合が悪い場合は、あらかじめ担当課へ連絡してください。

第11号様式（第11条関係）

<p>保有個人情報不開示決定通知書</p> <p style="text-align: right;">千 第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">実施機関等 _____ 印</p> <p>年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示につきましては、次のとおり請求に応じないことと決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第82条第2項の規定により通知します。</p>	
保有個人情報の内容	
請求に応じられない理由	
※開示することができる時期	年 月 日以後であれば、開示することができますので、改めて請求してください。
問合せ先 (担当課)	電話 内線
備考	

注1 審査請求等に係る教示文（行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示文の標準を定める規則（平成17年千歳市規則第4号）第2条第1項第2号の規定による教示文を記載する。）

2 ※印欄は、当該保有個人情報の開示等が可能となる時期があらかじめ明示できる場合に記入してあります。

第12号様式（第11条関係）

<p>保有個人情報開示請求拒否決定通知書</p> <p style="text-align: right;">千 第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">実施機関等</p> <p style="text-align: right;">_____ 印</p> <p>年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示請求につきましては、個人情報の保護に関する法律第82条第2項の規定により次のとおり保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否することに決定しましたので、通知します。</p>	
保有個人情報の名称	
問 合 せ 先 (担 当 課)	電話 内線
備 考	

注 行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示文の標準を定める規則（平成17年千歳市規則第4号）第2条第1項第2号の規定による教示文を余白又は裏面に記載する。

第13号様式（第11条関係）

<p>保有個人情報不存在通知書</p> <p style="text-align: right;">千 年 第 月 号 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">実施機関等 _____ </p> <p style="text-align: center;">年 月 日付けで請求のありました保有個人情報につきましては、次のとおり保有個人情報が存在しませんでしたので、個人情報の保護に関する法律第82条第2項の規定により通知します。</p>	
保有個人情報の内容	
不 存 在 の 理 由	
問 合 せ 先 (担 当 課)	電話 内線
備 考	

注 審査請求等に係る教示文（行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示文の標準を定める規則（平成17年千歳市規則第4号）第2条第1項第2号の規定による教示文を記載する。）

第14号様式（第11条関係）

保有個人情報開示等決定延期通知書	
千 年 第 月 号 日	
様	
実施機関等 _____ 印	
<p>年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の（開示・訂正・利用停止）につきましては、次のとおり決定を延期しましたので、千歳市個人情報の保護に関する法律施行条例第7条第2項、第11条第2項又は第13条第2項の規定により通知します。</p>	
保有個人情報の内容	
決定延期の理由	
千歳市個人情報の保護に関する法律施行条例第7条第1項、第11条第1項又は第13条第1項に規定する決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延期する期間	年 月 日から 年 月 日まで
問合せ先 (担当課)	電話 _____ 内線 _____

第15号様式（第11条関係）

<p>保有個人情報開示等決定特例延期通知書</p> <p style="text-align: right;">千 第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">実施機関等 _____ 印</p> <p>年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の（開示・訂正・利用停止）につきましては、次のとおり決定を延期しましたので、千歳市個人情報の保護に関する法律施行条例第8条又は個人情報の保護に関する法律第95条若しくは第103条の規定により通知します。</p>	
保有個人情報の内容	
決定延期の理由	
千歳市個人情報の保護に関する法律施行条例第8条又は個人情報の保護に関する法律第95条若しくは第103条に規定する決定期間	<p>年 月 日から</p> <p>年 月 日まで</p>
残りの保有個人情報について（開示・訂正・利用停止）決定等をする期限	<p>（ 年 月 日までに可能な部分について（開示・訂正・利用停止）決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに（開示・訂正・利用停止）決定等を行います。）</p> <p>年 月 日まで</p>
問合せ先 （ 担当 課 ）	<p>電話 _____</p> <p>内線 _____</p>

第16号様式（第12条関係）

保有個人情報開示等請求事案移送書 千 年 第 月 号 日 様 実施機関等 _____ 印	
年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の（開示・訂正）に係る事案について、個人情報の保護に関する法律第85条第1項又は第96条第1項の規定により、次のとおり移送します。	
保有個人情報の名称等	
請求者氏名等	氏 名： 住所又は居所： 連絡先： 法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____
添付資料等	・ 請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備 考	
問 合 せ 先 （ 担 当 課 ）	電話 _____ 内線 _____

第17号様式（第12条関係）

<p>保有個人情報開示等請求事案移送通知書</p> <p style="text-align: right;">千 年 第 月 号 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">実施機関等</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の（開示・訂正）に係る事案について、個人情報の保護に関する法律第85条第1項又は第96条第1項の規定により、次のとおり移送したので通知します。なお、保有個人情報の（開示・訂正）決定等は、次の移送先の行政機関等において行われます。</p>	
保有個人情報の名称等	
移 送 を し た 日	年 月 日
移 送 の 理 由	
移 送 先 の 行政機関等の長等	<p>（行政機関等の長等）</p> <p>（連絡先）</p> <p>部課室名：</p> <p>担当者名：</p> <p>所在地：</p> <p>電話番号：</p>
備 考	
問 合 せ 先 （ 担 当 課 ）	電話 内線

第18号様式（第13条関係）

<p style="font-size: 24px; margin: 0;">意 見 照 会 書</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">千 年 第 号 年 月 日</p> <p style="margin: 20px 0 0 100px;">様</p> <p style="text-align: right; margin: 20px 0 0 100px;">実施機関等</p> <p style="text-align: right; margin: 0 0 0 100px;">_____ 印</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">個人情報保護に関する法律の規定に基づき、 年 月 日付けで次の保有個人情報の開示請求がありました。</p> <p style="margin: 0 0 0 0;">つきましては、この開示請求に係る保有個人情報を開示することに対して、同法第86条第 項に基づき意見を求めますので、ご意見があるときは、書面により 年 月 日までに回答してください。</p>	
開示請求に係る保有個人情報の名称	
保有個人情報に記録されている情報の内容	
法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
意見提出先及び問合せ先(担当課)	部 課 係 電話 内線
備考	

第19号様式（第13条関係）

<p>開示決定に係る通知書</p> <p style="text-align: right;">千 年 第 月 号 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">実施機関等</p> <p style="text-align: right;">_____ 印</p> <p>年 月 日付けの に関する情報が記録された保有個人情報の開示請求について、次のとおり保有個人情報を開示することに決定したので、個人情報の保護に関する法律第86条第3項の規定により通知します。</p>	
保有個人情報の名称	
開示決定をした理由	
開 示 す る 日	
問 合 せ 先 (担 当 課)	部 課 係 電話 内線
備 考	

注 行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示文の標準を定める規則（平成17年千歳市規則第4号）第2条第1項第2号の規定による教示文を余白又は裏面に記載し、併せて「開示をする日までに審査請求又は処分の取消しの訴え及びこれらに基づく執行停止がなされなかったときは、情報が開示される」旨を付記する。

実施機関等 _____ 様 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;"> 住 所 _____ 氏 名 _____ </div> <p style="text-align: center;">個人情報の保護に関する法律第9 1条第1項の規定により次のとおり請求します。</p>			
訂正を求め る保有個人 情報の開示 の日	年 月 日		
訂正を求め る保有個人 情報の内 容			
訂正を求め る保有個人 情報の趣 旨及び理 由			
電 話 番 号			
※代理請求の場合のみ	代理人 の種別	<input type="checkbox"/> 法定代理人（ <input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 成年被後見人） <input type="checkbox"/> 任意代理人（ ）	
	委 任 者	住 所	
		氏 名	
		生年月日	
	電話番号		
請 求 者 の 確 認 方 法	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
担 当 課 係 等	部 課 係		
担 当 課 へ の 送 付 年 月 日	年 月 日		
備 考			

注1 実線内のみ必要事項を記入してください。

2 本人が請求する場合は、マイナンバーカード、運転免許証その他本人であることを証する書類を提示してください。

3 代理人が請求する場合は、代理権を有することを証する書類を添付の上、2と同様の身分を証明する証書を提示してください。

第21号様式（第17条関係）

保有個人情報訂正決定通知書	
千 年 第 月 号 日	
様	
実施機関等 _____ 印	
年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正につきましては、次のとおり請求に応ずる決定をいたしましたので、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により通知します。	
保有個人情報の内容	
訂正の内容	
問合せ先 （担当課）	電話 _____ 内線 _____
備考	

第22号様式（第17条関係）

<p>保有個人情報訂正不承諾決定通知書</p> <p style="text-align: right;">千 第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">実施機関等 _____ 印</p> <p>年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正につきましては、次のとおり請求に応じないことと決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第93条第2項の規定により通知します。</p>	
保有個人情報の内容	
請求に応じられない理由	
問合せ先 (担当課)	電話 内線
備考	

注 行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示文の標準を定める規則（平成17年千歳市規則第4号）第2条第1項第2号の規定による教示文を余白又は裏面に記載する。

第23号様式（第19条関係）

<p>提供している保有個人情報の訂正決定に関する通知書</p> <p style="text-align: right;">千 年 第 月 号 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">実施機関等</p> <p style="text-align: right;">_____ 印</p> <p>に提供している次の保有個人情報につきましては、個人情報の保護に関する法律第9 2条の規定により訂正を実施しましたので、同法第9 7条の規定により通知します。</p>	
訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等 保有個人情報を特定するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)
備考	
問合せ先 (担当課)	電話 _____ 内線 _____

実施機関等 _____様		住 所 _____ 氏 名 _____	
個人情報の保護に関する法律第99条第1項の規定により次のとおり請求します。			
利 用 停 止 を 求 め る 保 有 個 人 情 報 の 開 示 日	_____年 _____月 _____日		
利 用 停 止 を 求 め る 保 有 個 人 情 報 の 内 容	_____		
利 用 停 止 を 求 め る 保 有 個 人 情 報 の 趣 旨 及 び 理 由	_____		
電 話 番 号	_____		
※代理請求の場合のみ	代 理 人 の 種 別	<input type="checkbox"/> 法定代理人（ <input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 成年被後見人） <input type="checkbox"/> 任意代理人（ _____ ）	
	委 任 者	住 所	_____
		氏 名	_____
		生年月日	_____
	電 話 番 号	_____	
請 求 者 の 確 認 方 法	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）		
担 当 課 係 等	_____部 _____課 _____係		
担 当 課 へ の 送 付 年 月 日	_____年 _____月 _____日		
備 考	_____		

注1 実線内のみ必要事項を記入してください。

2 本人が請求する場合は、マイナンバーカード、運転免許証その他本人であることを証する書類を提示してください。

3 代理人が請求する場合は、代理権を有することを証する書類を添付の上、2と同様の身分を証明する証書を提示してください。

第25号様式（第22条関係）

<p>保有個人情報利用停止決定通知書</p> <p style="text-align: right;">千 第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">実施機関等 _____ 印</p> <p>年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の利用停止につきましては、次のとおり請求に応ずる決定をいたしましたので、個人情報の保護に関する法律第101条第1項の規定により通知します。</p>	
保有個人情報の内容	
利用停止の内容	
問 合 せ 先 (担 当 課)	電話 内線
備 考	

第26号様式（第22条関係）

<p>保有個人情報利用停止不承諾決定通知書</p> <p style="text-align: right;">千 第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">実施機関等</p> <p style="text-align: right;">_____ 印</p> <p>年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の利用停止につきましては、次のとおり請求に応じないことと決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第101条第2項の規定により通知します。</p>	
保有個人情報の内容	
請求に応じられない理由	
問合せ先 (担当課)	電話 内線
備考	

注 行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示文の標準を定める規則（平成17年千歳市規則第4号）第2条第1項第2号の規定による教示文を余白又は裏面に記載する。

第28号様式（第23条関係）

<p>審 査 会 諮 問 通 知 書</p>	
<p>千 第 号 年 月 日</p>	
<p>様</p>	
<p>実施機関等 (審査庁)</p> <p style="text-align: right;">_____ 回</p>	
<p>次の審査請求については、千歳市情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第2項の規定により通知します。</p>	
<p>審査請求のあった 年 月 日</p>	<p style="text-align: center;">年 月 日</p>
<p>審査請求の対象とな った決定又は不 作 為 の 内 容</p>	
<p>保有個人情報の名称</p>	
<p>審査請求の内容</p>	
<p>諮 問 年 月 日</p>	<p style="text-align: center;">年 月 日</p>
<p>問 合 せ 先 (担当課)</p>	<p style="text-align: center;">部 課 係 電話 内線</p>
<p>備 考</p>	

第29号様式（第23条関係）

審査請求に対する裁決に基づく開示に係る通知書	
千 第 号 年 月 日	
様	
実施機関等 （審査庁）	
_____ 印	
に関する情報が記録された保有個人情報の開示請求に係る開示決定等について、	
年 月 日付けで提起のあった審査請求に対する裁決に基づき、次のとおり保有個人情報を開示することに決定したので、個人情報の保護に関する法律第107条第1項の規定により準用される同法第86条第3項の規定により通知します。	
開示請求年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報の名称	
開示決定等の内容	年 月 日付け千 第 号
開示することとした理由	
開示する日	年 月 日
問合せ先 （担当課）	部 課 係 電話 内線
備 考	

注 行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示文の標準を定める規則（平成17年千歳市規則第4号）別表第2第2項（審査請求をした場合に係る部分を除く。）の例による教示文を余白又は裏面に記載し、併せて「開示をする日までに処分取消しの訴え及びこれに基づく執行停止がなされなかったときは、情報が開示される」旨を付記する。